

バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示等の改正について

平成 27 年 3 月 11 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. バルク貯槽等の告示検査について

平成 8 年の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の改正により民生用バルク供給システムが導入された。これにより、バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査（告示検査）の制度が整備され、バルク貯槽並びにその附属機器及びバルク容器の機器（附属機器等）の初回の検査期間は製造後 20 年（バルク貯槽の安全弁は 5 年）と定められた。

製造後 20 年までに行う告示検査を迎えるに際し、大量のバルク貯槽や附属機器等を検査することに伴う混乱や検査結果のバラツキ等を回避するため、告示検査が本格化する前に告示検査の手順等を確立する必要があるとあり、昨年の第 2 回液化石油ガス小委員会の審議を経た上で、所用の改正を行った。

2. 液石法施行規則及び告示等の改正結果について

○バルク貯槽等の告示検査の合理化及び効率化のための関係省令及び告示の改正

- ・パブリックコメントの募集：平成 26 年 3 月 18 日～4 月 18 日
- ・同 結果の公表：平成 26 年 6 月 4 日
- ・液石法施行規則の一部改正：平成 26 年 6 月 4 日 官報掲載

平成 26 年 9 月 1 日 施行

- ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正：平成 26 年 6 月 4 日 官報掲載

平成 26 年 9 月 1 日 施行

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての改正

- ・パブリックコメントの募集：平成 26 年 6 月 12 日～7 月 14 日
- ・改正通達の制定：平成 26 年 10 月 22 日※同日から施行

3. その他

バルク貯槽及びバルク容器の機器の検査を実施する手順等を具体化した、以下の高圧ガス保安協会規格（KHKS）についても、省令及び告示等の改

正を受け必要な見直しが行われ、K H K 液化石油ガス規格委員会の審議を経て、本年 2 月に改正が行われた。

- ① バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）
- ② 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）
- ③ バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）